

令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針

枚方市立藤阪小学校

改訂履歴			
改訂 1	令和 6 年 7 月 11 日	改訂 4	年 月 日
改訂 2	年 月 日	改訂 5	年 月 日
改訂 3	年 月 日	改訂 6	年 月 日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、「枚方市立藤阪小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものをいう。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

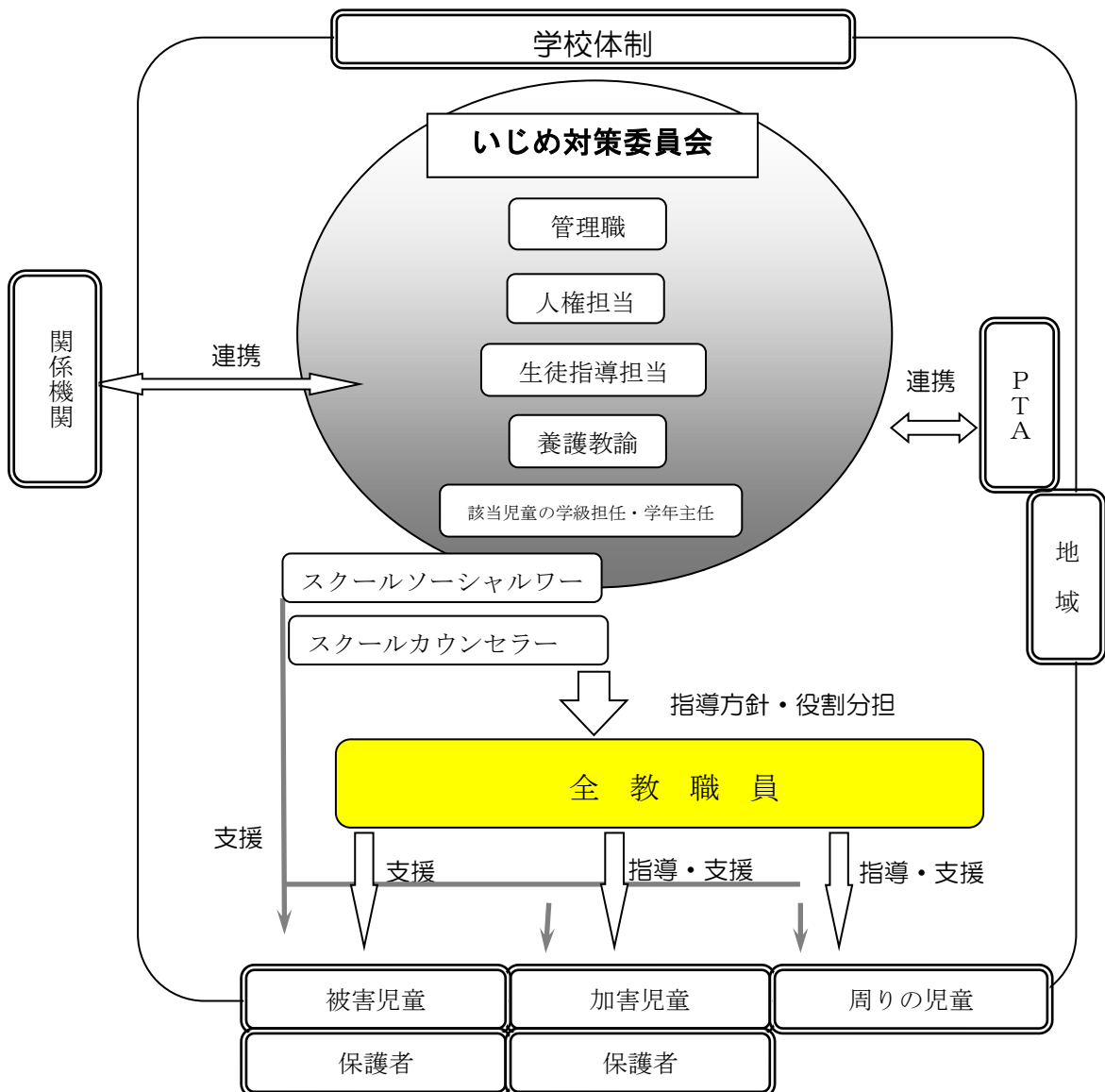
(2) 構成員

校長、教頭、該当児童の学級担任・学年主任、生徒指導担当、人権担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

(3) 役割

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の策定 | ⑤ 年間計画の企画と実施 |
| ② いじめの未然防止 | ⑥ 年間計画進捗のチェック |
| ③ いじめの対応 | ⑦ 各取組の有効性の検証 |
| ④ 教職員の資質向上のための校内研修 | ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し |

(4) 体制図



- ・ いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、全ての教職員で組織的に行う。すなわち、全教職員がいじめ対策委員であるという自覚と責任のもと、本校の教育活動にあたる。
- ・ いじめへの対応を組織的かつ迅速に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級全体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そこで、以下に示すような点に注意を払いながら、様々な取組の中で当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. 未然防止のための取組・役割

(1) 学校

- ・ いじめはどの子にも起こり得るという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員が一致して取り組む。
- ・ 未然防止の基本として、児童が安心・安全に学校生活を送ることができるために、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていく。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を作り出していく。
- ・ 未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談の実施、児童の出欠状況等で検証し、PDCAサイクルで取組を継続する。
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員で共通理解を徹底する。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、障がい（発達障がいを含む）については、適切に理解した上で、児童に対する指導にあたる。
- ・ 様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・ いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。

- ・ 学級や学年などの人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・ いじめについての理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成する。
- ・ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・ ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。

(2) 子ども自身

- ・ 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談する。

(3) 保護者

- ・ 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないようにする。
- ・ 学校や地域など、子どもを見守っている人との情報交換やコミュニケーションを図る。
- ・ いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見したり、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報する。

いじめ防止対策推進法より抜粋

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(4) 地域・関係機関

- ・ 地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる際には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努める。
- ・ 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める。

3. 今年度の重点項目（いじめ問題の未然防止）

- ・ 学級活動を通して心の教育に取り組むことで、児童間の理解と関係性を深め、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・ 道徳の時間や人権学習を充実させるなど豊かな心を育むとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用して児童対象にストレスマネジメント等のワークショップを行い、ストレスを他者にぶつけるのではなく、自分自身で適切に対応できる力を育む。
- ・ 教育活動全体を通じて、「思いやり」の態度を育み、自己有用感を高める取組みを充実させる。
- ・ 児童会を中心にいじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組みを推進する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。また、以下に示すような点に注意を払いながら児童観察を徹底し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが必要である。

いじめ防止対策推進法より抜粋

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む

2. いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを認識する。
- ・ いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、状況を把握する。
- ・ 暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- ・ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。
- ・ 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・ 相談窓口の設置や保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・ 定期的なアンケートや個人懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- ・ 学校外における電話相談窓口、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等について広く周知する。
- ・ 普段から児童の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。

3. 今年度の重点項目（いじめ問題の早期発見）

- ・7月、12月、2月に「いじめに関するアンケート」を行う等、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ブログや学校だよりを通じて、児童・保護者へ相談窓口の周知を図る。
- ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の専門家を活用し、組織的にいじめ問題の早期発見に努める。

第4章 いじめへの早期対応

1. 対応の基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、あるいは、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
 - ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・ その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌の長等に報告し、いじめの防止等の対策のために、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童（周りで見ていた児童を含む）から過去のことも含めて丁寧に事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、保護者はもちろんのこと必要であれば関係機関と連携して迅速に対応します。
- ④ 児童間の謝罪だけに終わらず、被害・加害の保護者への連絡をきちんと行い、必要があれば直接会って、より丁寧に対応する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

① いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

- ・ いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

- ・ 指導にあたる際には、学校は複数の教職員が連携し、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の専門家の知見を活用し、組織的にいじめをやめさせ、いじめた児童の再発の防止及び成長支援が適切に行えるようにする。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ・ いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ・ 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ・ 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

② いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が

支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

- ・ されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとも連携する。
- ・ 運動会・藤っこ祭・校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、必要に応じて関係機関と連携して対応する。被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- ④ 急速に発展する情報化社会に対応し、適切な指導ができるように、情報リテラシー等の教職員研修を実施する。

第5章 いじめ重大事態の対応

いじめ重大事態への対処について重大事態と考えられる事案が発生した際には、枚方市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

【重大事態】（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）